企業会計制度の変遷 - その2

若杉 明

1 はじめに

戦後 60 余年を経た現在、その間のわが国に おける企業会計制度の変化発展は、明治初年以 来終戦時までの 78 年間に比べて、著しくかつ 急速であった。戦後における企業会計制度の推 移は、その間におけるわが国の経済社会の発展 に呼応するものであり、これを学問研究の一環 として認識し特徴づけることは、われわれ会計 学徒の責務であると考えている。本紀要の第一 号はそのような趣旨をふまえ、戦後わが国の企 業会計の発展をテーマとする特集号であった。 そのさいに筆者は、企業会計に生じている多く の事象の中で、資産評価基準の変遷は企業会計 の発展に沿い、これを表徴するものであるとの 認識に立って、この問題について考察を行った。 企業会計において資産評価基準の変遷は表徴 的なものではあるが、勿論それがすべてあると いうものではなく、そのほかにも考察すべき対 象は数多く存在する。

筆者は、かつて一定の会計理論や会計基準を 構築し、または既存のそれらの特質を分析する 場合に役に立つ方法を考え、これを会計基準論 的方法と名づけた(1)。以下この方法に修正を 加えたものをもって、戦後日本の企業会計の変遷を考察することにしたい。本稿では、まずここで分析のために用いる方法を紹介する。ついでこの方法に従い会計目的、会計公準、会計主要概念、会計行動に対する判断規準、会計処理および報告に関する基本原理などにつき、1949年の企業会計原則を出発点として、その後の推移を跡づけることにする。このような考察にあたり、資産評価基準の推移の問題については、前述のように紀要第1号で取扱っており(2)、本稿ではこれを省略する。

2 分析の方法

(1)システムとしての企業会計の構成

分析方法についての説明にあたって、その前提となるシステム(3)としての企業会計を構成するサブシステムについて考えてみよう。企業会計は、経済社会における企業を主体として形成され、運営されている計算システムであり、その環境を形成する経済社会の会計に対する要請を反映した会計目的に従って会計実践として実施される。会計実践の基礎をなす計算技術は複式簿記およびこれに有機的に組込まれ

ている原価計算である。この仕組みを複式簿記機構と呼ぶことにする。この機構における記録計算の対象は、会計実践の基礎をなす経済社会の変化発展とこれに並行する企業経営活動の多様化、複雑化に即応して拡大され、ますます複雑なものとなっている。記録計算技術としての複式簿記機構の基本的部分はその生成以来変わることはないが、記録計算の対象は経済社会の発展につれて拡大し変化している。

企業会計システムは、会計実践を土台として、 会計目的、会計公準、会計的判断基準、会計諸 概念、会計処理および報告行動を基礎づける基 本原理、会計関係法規、会計基準などをサブシ ステムとして成り立っている。会計実践は経済 社会における企業の記録計算制度であって、各 種の社会経済的慣行や共通の約束がそこに暗 黙のうちに成立っており、その基本的なものが 会計公準である。会計公準を前提として、会計 実践の中から会計行動を律する基本的な会計 原理が抽出される。この基本的会計原理は、一 定の時代と場所における会計実践の中核をな す会計行動の規範となっている。この基本原理 は会計実践の基盤をなす経済社会の会計に対 する要請を反映した会計目的を実現する会計 行動の基本原理であるから、一定の会計実践の 基盤につき一組のものが存在する (付記)。基 本原理は他のサブシステムと同様に企業会計 の基盤である経済社会の性格およびその会計 に対する要請が変わらない限り一定であるが、 基盤の発展に呼応して変化してゆく性格をも っている。

(付記)

例えば企業会計原則においては、財務諸表の作成 を基礎付けている基本原理として発生主義、実現主義、 取得原価評価、費用の期間配分、費用収益対応などの 諸命題が設定されている。 基本的会計原理は、これを叙述し展開する手段として会計諸概念を必要とする。資産、負債、資本、収益、費用、利益、剰余金、キャッシュ・フローなどがその基本的なものである。会計諸概念の本質規定については、一定の時代における企業会計の基盤のもとにおいて、それに相応した共通の概念規定がなされている。基本的会計原理の記述の用具である会計諸概念の本質規定は、基盤の性格を反映する形で行われるので、基盤の変化発展は既存の諸概念の本質規定に影響を及ぼし、また新しい概念の登場を必要とする。

会計実践において、会計方針を採用し、また 採用された会計方針を実施する場合に、これを 規制し方向づける制約条件ないし判断規準 (constraint, criterion 等の語がこれに当る) が必要である。たとえば企業会計原則における 一般原則や ASOBAT におけるスタンダード等が これに相当する。この判断規準は会計実践の合 理性や信頼性を保ち、目的遂行を円滑にする上 で重要な役割を果たしている。判断規準の中に は常に変わらないものがあるが、経済社会の発 展に応じて、変化するもの、または必要に応じ て新たに出現するものもある。

経済社会の会計に対する要請を反映した会計目的に導かれ、会計公準を前提とし、会計基本原理を骨格として会計諸概念を用い、判断基準を織り込んで、設定された会計実践指導のための手引きであり、一定の会計観に基礎付けられたものが会計基準である。会計基準はこのように一定の基準設定目的を中心とし、以上に述べた諸要素を総合した体系的かつ総合的なものである。会計基準は法的強制力をもたず、正当な理由の存在する限り、それよりの離脱が認められる。会計基準は、法律や規則に設けられた委任規定を通じて法規に取り込まれた場合

には、法的強制力を発揮することがある。

(2)研究領域と方法

前項においては、企業会計システムの構成を 筆者の立場から整理し、その構成要素について 述べた。このように整理された企業会計システ ムの構成要素は、同時に研究領域を意味してお り、本研究方法は、これら諸領域についての考 察を課題としている。さらにこれらの構成要素 は研究領域を表わすとともに、研究の方法とも 結びついている。それは個々の研究領域が、同 時にそれぞれ方法的役割ないし機能を内包し ているからである。そこで次に各研究領域のも つ方法的意義を明らかにすることにしよう。

(a) 会計目的

前項で述べたように、会計目的は企業会計シ ステムの基盤であり、環境を形成する経済社会 の会計に対する要請に応じて定まり、企業会計 を構成する前述の諸要素および企業会計全体 の性格は会計目的によって決定される。会計目 的は、一国が経済社会の発展段階すなわち経済 発展の途上にあるか、高度工業化社会であるか、 またインフレーション経済下にあるか、デフレ ーション下にあるか、証券投資の民主化が進ん でいるか等々、その国の会計環境をなす経済社 会のいかんによってその内容が決定されるの で、国によりまた時代によって多様である。経 済社会の諸事情に応じて、一国の会計に対する 要請が定まると、これを受けて会計の理念が決 定される。会計目的が明らかにされるや、これ に整合的に会計システムが生み出す会計情報 のあり方が規定され、会計公準を介して、判断 規準、会計基本原理、概念の定義等が設定され る。そしてこれらを総合する形で会計基準が形 成され、さらに会計関係法規の成立を見る。こ

のようにして会計目的は企業会計を運営する 動機づけとなると同時に、企業会計の本質的性 格ないしあり方を決定する決め手となるので ある。

会計目的についての考察は、それゆえに特定の会計実践、会計基準、会計学説、会計観等の性格を分析するにあたり、公準その他の領域についての考察とともに、重要な手がかりとなる。特に企業会計システムの基盤である会計環境と会計目的との関係はきわめて密接であるから、会計目的についての考察にあたっては会計環境の性格を同時に究明することが不可欠である。

(b) 会計公準

会計公準は前項において明らかにしたように、 会計実践において暗黙のうちに認められてい る各種の慣行や共通の約束のうち基本的なも のを会計理論領域に投影したものである。会計 公準は会計実践の中から会計基本原理やその 他一連の論理的帰結を導き出すための基礎的 前提としての役割を果たす。会計公準命題につ いては、論者により種々のものが提唱されてい るが、基本的なものは周知のように、会計主体、 会計期間および貨幣的評価である。これらの命 題の内容は、会計環境に従って決定される。一 定の会計理論や学説は、独自の理論的特質をも つための必要性から、独特の命題や上記三つの 命題の内容を固有に設定することがある。した がって会計公準命題についての考察は、会計シ ステムの特質を分析する上で重要な役割を果 たしている。

(c) 会計諸概念

会計理論や会計基準などを叙述し展開する ための概念の定義は固定的ではなく、論者によって異なるが、基本的には基盤の影響を受けて、 一定の基盤の上に形成される企業会計におい

ては、共通のものが認識される。たとえば企業 の規模が小さく、所有と経営が未分離な状態に あり、所有者が同時に経営者として機能してい るような企業が支配的であった当時において は、資本はもっぱら自己資本のみを意味するも のと考えられ、資本概念はそれに応じて定義さ れていた。しかしながら企業が大規模化し、所 有と経営の分離が進むにつれて、株主と債権者 の企業に対する資金提供者としての立場の同 質性が認識されるようになり、株主も債権者も ともに企業に対する資金の提供者として共通 性をもつものとみなされ、資本と負債は一括し て総資本または持分として認識されるように なった。以上は資本概念の変化の一例である。 さらに資産については、その本質を債務返済能 力と見る見解が、その後将来費用説に代わって いった。他方かつては、資産性が認められなか った項目がその後資産としての資格を認めら れるにいたった例もあげられる。しかも会計主 要概念の本質規定の変遷はこれだけが単独で 起こるのではなく、会計目的の変遷や会計基本 原理命題の発展などに呼応している点も見過 ごすことができない。

このように会計主要概念の本質規定についての考察は、一定の企業会計システムの基盤の上に設定されている会計基準の性格を把握する場合に、後述する会計基本原理の範疇的考察法等と並んで不可欠の分析法となっている。その上主要概念の本質認識の相互関係を明らかにすることは、各種の会計学説や会計基準の性格を分析するためにも重要なポイントとなる。たとえば将来費用説のもとにおける資産および費用の本質規定と両者の関係の認識は有機的に結びついている。すなわち資産は有用性をもち将来の費用であるが、費用は当期に有用性を費消したものであるという定義はその一例

である。

(d) 会計的判断規準

会計上の判断規準は多様であり、会計方針の 選択やその実施を規制し、会計行動を会計目的 に沿って方向づける働きをもっているので、そ れ自体は具体的内容をもたない。会計処理や報 告活動を文法上の動詞にたとえるならば、これ は副詞に相当する。たとえば企業会計原則にお ける一般原則や ASOBAT におけるスタンダード などは究極において会計行動の結果としての 会計報告書のあり方を志向することにより、会 計目的の実現に貢献する役割を担っている。こ のような判断規準の中には、一定の基盤のもと で特に支配的重要性をもつもの、また経済社会 や企業活動の発展に呼応して新たに出現する もの、特定の会計学説や会計基準に固有のもの 等がある。従って判断規準についての考察は、 特定の会計環境における会計実践、会計理論、 会計基準などの分析に際して重要な研究対象 となっている。

(e) 基本的会計原理

会計行動の中核をなす会計処理および報告 活動は、企業の取引活動記録に始まり、決算を へてその結果である財務諸表の作成および開 示をもって終了する。このような会計処理およ び報告活動は、既述のように、複式簿記機構と いう記録計算技術を用いて行われる。会計処理 および報告活動は、これを構成する要素に分解 すると、記録、計算および報告からなる。ここ に記録とは取引活動の記帳を意味し、これには 期中の取引はもとより、決算時の取引も含まれ る。今日、会計システムはコンピューターに組 み込まれていることが多いので、取引の記帳と いっても、紙の帳簿への記帳とは限らないが、 いずれにしても原理的には複式簿記機構に基 づいている。コンピューター・ベイスの高度の 会計システムであろうと、例外なく複式簿記機構を基礎としている。計算は、取引記録の結果を受けて実施される期間純利益の計算、キャッシュ・フロー計算、期末の財政状態の把握などをいう。報告活動は、計算の結果を受けて会計報告書を作成し、その利用者であるステイク・ホルダーに伝達ないし開示することである。報告については、誰に対してなされるか、報告を受ける者はこれをどのように利用するか、報告される会計情報は利用者ごとに様式を変えて作成されるのか、会計情報は作成者志向で調成されるのか等々種々の問題を含んでいる。

次に記録活動をさらに分解すると、認識、分 類および測定の3つの範疇に細分される。認識 範疇とは、取引をいついかなる時点で、何を手 がかりとして会計的に把握するかという判断 に係るものである。費用や収益の期中における 現金収支や債権債務の発生をともなう実現時 点での把握、発生した減価償却費や引当金繰入 額の発生主義に基づく決算整理段階での把握 等々である。分類範疇は、認識された取引事象 を、これを構成する会計的要素に分解すること である。仕訳はまさに分類の第一歩であり、こ れをもとにさらなる分類活動が展開される。た とえばある支出を資本的支出と収益的支出に 区別するなどである。測定範疇は認識され、分 類された会計的要素に貨幣的数値を割り当て ること、すなわち評価である。評価の基準には 取得原価、時価、割引現在価値など多様なもの がある。このようにして会計処理および報告活 動は、認識、分類、測定、計算および開示の5 つの範疇に分けて理解することができる。

これら5つの範疇そのものは会計基本原理 を構成する枠組みであって、時の流れや場所に 係りなく不変であるが、各範疇には具体的な会 計原理を表す命題が所属し、それらは時と場所 により変化する。すなわち一定の場所における ある時間的広がりの中において、換言すれば、 ある次期における一定の経済社会という会計 環境においては、5つの範疇について固有の基 本的会計原理の命題が存在するが、環境が変化 するにつれ、これに応じて範疇に含まれる基本 原理の命題は変わる。すなわちパラダイム変換 である。ある基盤のもとにおいて5つの範疇に 属する命題は相互に有機的に結合して、基本的 会計原理の体系を形成し、会計理論や会計基準 を基礎づけている。各範疇に所属する命題は相 互にそれぞれの機能を補完しあい、いずれか一 つの範疇に属する命題を欠いても、会計基本原 理の成立は不可能となるような相互関係のも とに、会計処理および報告という会計行動の基 本的関連を構成している。

このように基本原理の個々の命題はもとより、その有機的結合体としての全体系は歴史的性格をもっており、不変性は備えていない。なお基本的会計原理の命題については、企業会計をめぐる環境すなわち経済社会の変化発展につれて、旧いものが意義を失い新たなものが成立すると同時に、同じ原理命題であってもその内容の変化するもののあることが注目されなければならない。

以上会計基準論的方法についてその特色を明らかにした。この方法は新たに会計理論を構築したり、会計基準を設定する場合等および既存の会計理論や会計基準の特質を分析するにあたって有用である。この方法によれば、会計目的、会計公準、判断規準、基礎的会計概念および基本的会計原理という5つのサブシステムをフレイムワークとし、それぞれに所属する命題が、企業会計の基盤をなす会計環境すなわち経済社会の特質に調和する形で決定され、基盤の性格の変化に呼応して変容するという見

方をする。5つの範疇に属する命題は相互に有 機的に結びつき、総体として会計原理や会計基 準の特質をなしている。このようにして5つの 範疇に属する命題は、常に企業会計の基盤をな す経済社会の特質と結びつけて考察されなけ ればならない。また基本的会計原理に関しては、 企業会計の記録計算技術である複式簿記機構 に従って、認識、分類、測定、計算および開示 という5つの範疇を設けた。これらの範疇には 企業会計をめぐる会計環境の会計に対する要 請を反映した会計目的に即して具体的な命題 が設定され、それらが相互に有機的に結合して 会計処理および報告のあり方を規定している と考える。またこの方法の特徴は、端的にいっ て企業会計をその基盤をなす経済社会と結び つけ、さらに基盤の変化に関連づけて歴史的考 察を行うのに適している点にあるといえよう。

次節以下、これまでに述べた見方に従って、 戦後のわが国企業会計制度の変遷を跡づける ことにしよう。わが国の企業会計は会社法会計 と金融商品取引法会計(以下金商法会計と略称 する)とからなる。それぞれが独自の基本理念 に基礎づけられているために、両会計は共通す る部分をもちながらも、異なる面をも保持して いる。金商法会計は、企業会計原則をはじめと して各種の個別問題別の会計基準を設けてお り、それらは国際的会計基準のレベルに位置づ けられ、実質的に日本の企業会計制度を代表す るものである。そこで本稿では、金商法会計に 焦点を絞って、考察を進めることにする。

3 領域別の変遷

(1) 会計目的の変遷

戦後間もなくの 1949 年に公表された企業会

計原則は、太平洋戦争で荒廃した日本の再建の ために、多くの課題と期待をになった会計目的 をもって誕生した。企業会計原則の前文にはそ の目的が次のように表明されている。

「わが国の企業会計制度は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、且つ、甚しく不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情にある。わが国企業の健全な進歩発達のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害は速やかに改められなければならない。」

「又、わが国経済再建上当面の課題である外資 の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投 資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解 決のためにも、企業会計制度の改善統一は緊急 を要する問題である。」

「よって、企業会計の基準を確立し、維持する ため、まず企業会計原則を設定して、わが国国 民経済の民主的で健全な発達のための科学的 基礎を与えようとするものである。」

「企業会計原則は、公認会計士が・・・財務諸 表の監査をなす場合において従わなければな らない基準となる。」

「企業会計原則は、将来において、商法、税法・・・等の企業会計に関係ある諸法令が制定 改廃される場合において尊重されなければならないものである。」

引用がだいぶ長くなったが、敗戦後のわが国の経済復興にあたって、企業会計制度に対する 社会的要請がいかに多様で切実であったかが 推測できる。このような企業会計に対する社会 的要請が企業会計原則の設定目的、すなわち会 計目的として同原則のあり方を規定している のである。

証券取引法は、国民経済の適切な運営および 投資者の保護に役立つために、有価証券の発行 および売買その他の取引の公正を期し、さらに 有価証券の流通の円滑化を目的として制定さ れた(同法1条)。この規定の中にも、投資者の 保護がうたわれ、国民経済の適切な運営が目的 とされている。この法律のもとに設定された企 業会計原則にも当然のことながら第1条に規 定されている法律の目的が込められていると 考えなければならない。

企業会計原則が設定された後、上の会計目的 の達成にむかい、会計界は全力を投入して近代 会計制度の設立に努力した。その結果、戦後間 もなく制定され、設定された証券取引法および 企業会計原則に課された会計目的は、戦後の経 済復興が実現し、さらに高度経済成長が達成さ れるや、その役割を果たすこととなった。この ようにして企業会計はさらに経済的に進歩を 遂げた日本の社会の現実に見合った新たな会 計目的を担うことになる。このように会計目的 は会計環境である経済社会の変化に対応して、 変わって行かなければならない。

高度経済成長と同時に、またこれに続いて、科学技術の発展、経済の国際化、企業経営の集団化、M&Aの活発化、組織再編成、情報化社会とIT産業の発達等が実現した。これらの社会的基盤の変容は、企業会計に対して著しい影響をもたらした。同時に学問的には、学際的な方法が導入され、これが会計のあり方を再検討する手段となった。学際的方法として会計に影響を与えたものは、情報理論、測定論、意思決定論、コミュニケーション理論、システム論、言語論、操作主義、プラグマテイズムの哲学等々である。これら学際的方法が企業会計制度の発展に及ぼした影響については、本稿の他の箇所でも取り上げている。

ここで特に注目したいのは、戦後間もなくか ら学際的な方法が導入されるまでの時期は、会 計報告書は作成者志向 (Financial statements preparer oriented) の考え方のもとに作成され、公表されていた。そこでは会計報告書の伝達を受けた者がいかなる情報を必要とするか、それをどのように利用するか、伝達を受けた者の間における利害関係などは問題とされることはなかった。企業はこれらの事項に何ら配慮することなく、会計関係法規や会計基準の定めるところに従って、財務諸表の作成・開示を行ったのである。

ところが学際的方法、とりわけ情報理論、意 思決定論、コミュニケーション理論、プラグマ テイズムなどが導入されることによって、会計 情報利用者の立場が強く意識されることとな った。投資者の保護は、証券取引法において当 初から一応、明文化されてはいたが、それは会 計情報作成者志向のもとでのことであって、ほ とんど実質を伴うものではなかったといって よい。ところが情報理論など学際的方法の導入 の結果、会計情報利用者の立場が前面に押し出 されることとなった。すなわち財務諸表利用者 志向(Financial statements user-oriented) に変わったのである。すなわち利用者がそれぞ れの立場において経済的意思決定を行うにあ たり、不確実性を情報によって払拭するという 認識に立って、情報の有用性や信頼性の確保、 情報の非対称性の解消、ステイク・ホルダー間 の利害の調整などのために常に会計情報のあ り方を検討するという考え方が確立されるこ ととなった。この二つの志向は同じく投資者保 護とはいっても、その本質をまったく異にする ものであり、会計目的の著しい変化を意味して いる。投資者を中心とする利害関係者の概念か ら、ステイク・ホルダーの概念への変更はその 間の事情を表徴的に物語るものであるといえ よう。なおこのような考え方の変化は、会計関 係法規や会計基準に明文の規定として表わされているわけではなく、企業会計界における会計専門家の間での暗黙裡の理解と会計基準に間接的に表明されている。

(2) 会計公準の変遷

企業会計原則を尖兵とする戦後における近 代会計の形成にあたって、とられた会計公準は 会計主体、会計期間および貨幣的評価の3命題 であった。会計主体は、法的に独立した個々の 企業であったが、企業内に設定された会計的に 独立性をもった事業部なども同様に会計主体 とみなされた。会計期間については、わが国企 業は盆暮れの2回決算を行う伝統に従って、6 ヶ月をもって1会計期間としていた。その後、 海外諸国が1年をもって1会計期間としてい ることや年2回本決算を行なうことの企業負 担を軽減するために、1年決算に変更し、1年 を1会計期間とするようになった。貨幣的評価 の公準については、財務諸表に記載される会計 数値はわが国の基本通貨である円により表示 されるものとされた。

その後、会計目的の変遷において述べた会計をめぐる環境の著しい変化によって公準命題にも種々の変化が生ずることとなった。まず企業活動の集団化が進み、会計主体が個別企業中心の考え方から、企業集団をもって単一の組織体とする主体観に変っていった。連結財務諸表制度の確立である。この会計制度の成立した当初は、個別財務諸表が主で連結財務諸表は補足的なものと位置づけられた。その後国際的動向を反映して、連結財務諸表を主とする立場に変わり、今日にいたっている。連結財務諸表は、企業集団に属する親会社および子会社が一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準

拠して作成した個別財務諸表を基礎として作成されるので、連結財務諸表は個別財務諸表の 集合と考えられるかもしれない。だが実質的には、企業集団を単一の組織体とみなし、連結決算手続をへて作成されるので、たんなる個別財務諸表の算術的合計ではなく、親子会社を構成要素とする有機体としての企業集団の財政状態や経営成績等を総合的に報告するものである。これは個別財務諸表の前提とする親会社、子会社という個々の会計主体と企業集団という有機的な単一の組織体である会計主体とが本質的に相違するものであることを意味している。このようにして個別財務諸表制度における会計主体は、連結財務諸表制度の確立によってその性格を画期的に変えることとなった。

会計期間の公準については、前述のように、 1年を一会計期間とする会計慣行が確立した が、その後企業外部のステイク・ホルダーは1 年に1度だけしか会計報告書を利用すること ができないというのでは、企業内部者との間に 会計情報利用上不公平が生ずる(情報の非対称 性)という声を反映して、半期報告書の方式が 導入された。すなわち1年に1度の本決算の結 果としての財務諸表を半年に1度の仮決算に よる中間報告書によって補足しようというの である。だが半期報告書の制度もやがて国際的 に慣行となっている4半期報告書の方式に取 って代わられることとなった。その狙いが会計 情報開示の頻度を高めることによるステイ ク・ホルダーの保護にあることはいうまでもない

(3) 会計的判断規準の変遷

会計的判断規準として最初に明文化された のは企業会計原則における一般原則の8命題 である。一般原則としては当初、真実性、正規の簿記、資本剰余金と利益剰余金の区別、明瞭性、継続性、保守主義および単一性の7命題があげられており、重要性は真実性と正規の簿記とから読み取るものとされていた(4)。だが重要性は後に企業会計原則注解・注1の中で例示を含めて明文化された。一般原則は真実性、明瞭性、継続性などそのいくつかが、連結財務諸表原則などにも導入されている

1966 年に ASOBAT (A Statement of Basic Accounting Standards) が公表された。 ASOBAT においては、会計的判断規準をアカウン テイング・スタンダードと称し、その頂点に有 用性をおく。そしてこれを具体化するものとし て、目的適合性、検証可能性、不偏性および計 量可能性の4つの命題をあげている。これらは 会計情報の備えるべき特質をあらわすもので、 会計情報特性とよばれており、まさに会計的判 断規準を意味している。これらの規準命題は一 般原則の8命題とは別の新規なものとして識 者の注目を集めた。なおこれらの情報特性を表 わす命題は ASOBAT において初めて登場したも のではなく、その当時すでにアメリカにおける 種々の会計学研究者により論ぜられ問題にさ れていた(5)。

ASOBAT が公表されて後、会計情報特性に関する研究はわが国においても活発に行われるようになり、これらの情報特性は会計学的ものの考え方において重要な役割を演ずることとなった。企業会計原則における一般原則が1949年以降の企業会計に固有の思考法における判断規準であったのに対して、ASOBATのアカウンテイング・スタンダードに代表される会計情報特性は1960年代以降に一般化したものであり、それらは情報理論、コミュニケーション理論、測定論など学際的方法が企業会計の領域に導

入された結果を反映したものである。会計情報 特性としての会計的判断規準はわが国の会計 専門家の共通の知識として定着し、会計デイス クロージャの問題を考える場合に有力な理論 的武器として援用されている。それらの命題は 制度的に会計法規や会計基準に具体的に取り いれられることはなかったが、それらの設定や 改正にさいしての思考の過程で有効に利用さ れたことはいうまでもない。

会計情報の開示に関して、意思決定有用性 (Decision usefulness) の概念が現在重視さ れている。スコット(William R. Scott)は、意 思決定有用性アプローチによると、2つの重要 な問題が考慮されなければならないという。そ の一は、財務諸表の利用者は誰かという問題で ある。財務諸表の利用者は多様であるが、いく つかのグループに分類することができる。すな わち投資者、債権者、企業経営者、労働組合、 会計基準の設定者、政府などである。これらの グループは、会計という選挙区の有権者 (Constituencies of accounting) になぞらえ ることができる。その二は、財務諸表利用者の 意思決定問題とはいかなるものかということ である。この意思決定問題を正しく理解するこ とにより、会計報告書のあるべき姿を探究しよ うとするものは利用者の情報要求を心に留め て財務諸表のあり方を改善するよう努力する ことになろう。財務諸表の利用者グループのそ れぞれの情報要求に財務諸表を合わせるよう にすることは、意思決定をいっそう改善させる ことになり、このようにして財務諸表はその有 用性をいっそう高めることになろうと(6)。

意思決定有用性は財務諸表の利用者志向を 前提とし、意思決定と情報とのかかわりにおい て、情報の備えるべき特性を表したものとして きわめて重要な判断規準である。意思決定有用 性は財務諸表作成者志向のもとでは考えられないものであって、学際的方法が導入された、ステイク・ホルダー重視の会計環境において初めて存在意義をもつこととなった概念である。この命題は、企業会計原則の一般原則をもって始まる戦後の会計的判断規準の中で今日におけるもっとも進化し精緻化したものとして評価されなければならない。

(4) 会計主要概念規定の変遷

企業会計原則は、資産、負債、資本、剰余金、 費用、原価、収益、利益など会計上の主要概念 のすべてについて定義をおこなっているわけ ではないが、それぞれの概念の定義を暗黙裡に 前提として、会計処理や開示に関する規定を設 けている。これらの中で剰余金については、当 時まだ共通の認識が確立していなかったので、 企業会計原則はこれについての概念規定を行 っている。注解・注7において、「剰余金とは、 会社の純資産額が法定資本の額をこえる部分 をいう。」とし、さらに剰余金を資本剰余金と 利益剰余金とに区別している。これら2つの剰 余金については、第二、損益計算書原則の六に おいて次のように規定している。「利益剰余金 は、利益の留保額からなる剰余金であって、利 益以外の源泉から生ずる資本剰余金と区別さ れなければならない。」と。

ある剰余金とおぼしきものが利益剰余金で あるか資本剰余金であるかを識別するにあたって、これがいかなる取引から生じたものであ るかをもって判断規準とする。すなわち資本取 引および損益取引の分類を行い、資本剰余金は 資本取引から生じ、利益剰余金は損益取引の結 果獲得された利益を源泉とすると。ここで問題 となるのは、資本取引の概念が会計主体観によ って相違することである。企業会計原則は、当 初企業はこれをめぐる利害関係者から独立の 存在であるという企業実体論に立っていた。そ こで資本取引とは、(1)営業活動をへること なく企業の資本を直接増加し、または資本から 控除される取引をいう。たとえば会社設立のと きの資本の払い込み、増資の際の資本の追加元 入れ、減資のさいの資本の払い戻しなど、企業 と株主との間で行われる資本の増減変動・移転 の取引は、いうまでもなく資本取引に属する。 さらに(2)国庫補助金、建設助成金、資本的 支出にあてるべき工事負担金、保険差益などを 生ずる取引は株主との間の取引ではないが、企 業資本を実質的に増加せしめるものとして資 本取引に含められる(7)。これに対して資本主 理論によれば、企業と株主との間で行われる (1)の取引だけが資本取引であり、(2) は損 益取引として取り扱われ、これらの取引によっ て生ずるものは利益とみなされる。

企業会計原則は、当初企業実体論に基づき(1)、(2)の取引を資本取引とし、これらの取引から生ずる剰余金を資本剰余金と称し、資本に準ずるものとして処理することとしていた。しかしながらその後、商法と企業会計原則との経理の一元化をめざした改正の結果、商法にあゆみより、(2)の取引による剰余金をその他の資本剰余金と名づけ、利益剰余金として取り扱うことになり、今日にいたっている。要するに、基礎となる会計主体論を、従前の企業実体論をすてて、資本主理論に変えたのである。企業会計原則は証券取引法および財務諸表等規則という根拠法規をもちながらも、それ自体は法規でないために、法律としての商法の主張に従わざるをえなかったのではないかと思われる。

会計主要概念である資産概念と費用ないし 原価の概念との関係には、損益計算を重視する

当時の考え方が色濃く現われている。資産の本 質を将来費用であると見るのである。資産とは その取得原価のうち将来の収益に対応する部 分を表す将来費用にほかならないと理解する。 すなわち資産を将来において費用となる原価 のかたまりであると見るのである。資産の取得 原価のうち当期の営業活動に利用されて費消 され、当期の収益の獲得に貢献した部分が、損 益計算上当期の収益に対応される費用である。 これに対して当期の営業活動において費消さ れないため当期の損益計算から除外され、将来 の期間において収益の獲得に貢献する原価部 分は資産として貸借対照表に計上される。この 考え方によれば、当期費用も将来費用たる資産 も本質的に相違はなく、ただ収益に対応する期 間のズレに両者の違いが見出されるにすぎな い。このように資産を将来費用とみなす考え方 においては、資産の本質を損益計算の立場から とらえ、資産の評価は取得原価基準によらなけ ればならず、時価を反映した評価益の計上はき びしく規制される。

経済のグローバル化、企業活動の多様化、I T産業の進展、国際会計基準との調和化・一体 化等の流れは、企業会計に各種の変革をもたら す。税効果会計の出現はその一例であり、それ は新しい会計上の概念を必要とする。税効果会 計を実施することにより、貸借対照表において は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損 金等に対して繰延税金資産が計上され、他方将 来加算一時差異に対して繰延税金負債が計上 される。繰延税金資産は将来における法人税等 の支払額を減額する効果を有し、一般的には法 人税等の前払額に相当するものとして資産性 を認められている。繰延税金負債は、将来の法 人税等の支払額を増額する効果を有し、法人税 等の未払額に相当するため、負債としての性格 を有するものとされる。繰延税金資産、繰延税 金負債ともに、税効果会計の導入とともに登場 した概念であり、資産性および負債性を認めら れてはいるが、従来の資産観や負債観をもって しては理解しにくい面をもっている。

発生主義会計を基礎とする企業会計制度においては、収益および費用、とりわけ費用はキャッシュ・フローの増減と結びつかない面をもち、したがって費用および収益の流れはキャッシュ・フローに対応するとは限らない。そのために損益計算上利益があがっていながら、キャッシュ・フローは不健全な状況にあるというような場合も少なくない。そこで発生主義会計を維持しながらも、キャッシュ・フロー計算書の制度が新たに設けられた。連結財務諸表制度を前提とするところから、連結キャッシュ・フロー計算書を原則とし、必要に応じて個別ベースのキャッシュ・フロー計算書が開示される。

この計算書におけるキャッシュ、すなわち資金は次のように定義される。キャッシュ・フロー計算書では、対象とする資金の範囲を現金(手許現金および要求払預金)および現金同等物としている。現金同等物は容易に換金可能であって、価値の変動についてわずかなリスクしか負わない短期投資、たとえば取得日から3ヶ月以内に満期日または償還日が到来する短期的な投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻し条件付現先、公社債投資信託などに限られる。したがって価格変動リスクの高い株式などは資金の範囲から除かれる。このような資金の概念は、これまでには存在せず、国際的会計基準などの影響を受けたものである。

その他退職給付会計における退職給付債務、 年金資産、過去勤務債務など、金融商品会計に おける金融商品、固定資産の減損会計における 減損損失その他、新しい会計概念が次々と出現 している。これらは社会的、経済的な必要性や 会計基準の国際化にともなって生じたもので あり、企業会計をめぐる環境的諸要因の変化に 対応したものである。新しく生じたこれらの概 念は、その多くが伝統的な概念規定に沿うもの であるが、繰延税金資産・負債のように、それ からはみ出たものも見受けられる。

(5) 基本的会計原理の変遷

前述のように、基本的会計原理は認識、分類、 測定、計算および開示の5つの範疇に分けるこ とができる。これらのうち測定については、既 述のように、すでに検討を加えて公表している。 そこで本稿では、それ以外の4つの範疇につい て、主要な変化発展を考察することにしたい。

認識に関する原則命題として、企業会計原則上、発生および実現があげられている。費用および収益の認識については、「すべての費用および収益は、その支出および収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。」と述べている。支出および収入に基づいて計上するという意味は、現金支出および現金収入に基づいて計上するということだけを意味するのではない。ここで問題となる収支とは現金およびその等価物(Cash and its equivalents)をさしている。すなわち当期になされた現金支出および現金収入に加えて、営業上の債権および債務その他将来の現金収支を含む広義の概念である。

発生主義においては、収益および費用を生ぜ しめる経済価値の増減変動の事実に着目し、こ の事実にしたがって収益または費用を会計的 に認識する。たとえば企業の保有する固定資産 に関する減価償却は、なんら現金支出を伴うものではないが、固定資産の使用、時の経過、陳腐化などによって生じた資産の経済価値の減少という経済的事実にしたがって、費用として把握される。また次期にまたがる地代や家賃の受取額は発生主義によれば、受取額のうち当期に役務の提供を行った分に相当するものだけが当期の収益に計上され、これを超える分は次期に繰延べられる。発生主義によれば、このように経済価値の増加にあわせて収益を、また減少に応じて費用を認識する。

企業会計原則は実現主義につき、次のような 規定を設けている。すなわち「未実現収益は、 原則として、当期の損益計算に計上してはなら ない。」さらに「売上高は、実現主義の原則に 従い、商品等の販売又は役務の給付によって実 現したものに限る。」と。 実現主義において は、収益または費用は経済価値の増加または減 少という事実とこれに伴う現金および現金等 価物すなわち貨幣性資産の増加または減少を もって認識される。たとえば商品等の売上に係 る収益は、販売によって一方製品、商品、サー ビスなどが買手の側に引渡されて財貨等の経 済価値が減少した事実と他方それと引換えに 貨幣性資産が流入したことの二つの要件の成 立によって実現したとみなされる。従業員に対 する給与については、労働用役の費消という経 済価値減少の事実と給与の支払いという貨幣 性資産減少の二つの要件の成立をもって実現 が認識される。

企業会計原則においては、収益は実現したものだけを認識し、費用は実現したものに加えて発生したものをも計上することになっている。 先に参照した「すべての費用及び収益は、その支出及び収益に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しな

ければならない。」という文言の意味はまさに その点ある。すなわち収益は実現したものだけ を計上し、費用は期中に実現したものを計上す るとともに、決算整理にあたって発生費用をも 認識し、計上しなければならないのである。給 与を例にとれば、期中には、支払われて実現し たものが当然計上されるが、決算整理に当たっ て発生額をも見越給与として認識し計上する。 すなわち費用の認識については、期中において 実現したものを計上するがそれに加えて、決算 時に、発生したものをも認識して計上しなけれ ばならないのである。しばしば収益は実現した ものだけを計上し、費用は発生したものを計上 するという説明に接することがあるが、それは 舌足らずな表現であって、真意は上述のとおり である。

近年、金融自由化の結果、金融商品取引が活 発になり、多様な金融派生商品が現れた。当初、 これに対する会計的対応が十分でなかったけ れど、やがて会計基準を設定してその処理法を 整備し今日にいたっている。金融商品会計基準 においては、金融資産の種類によって時価評価 が適用されている。そこで時価評価にさいして、 いかなる認識基準が取られるべきかが問題と なる。取得原価による評価は、実現主義と密接 な関連をもっている。これに対して発生主義に よれば、資産や負債の経済価値の変動に着目し て、貨幣性資産の増減の事実に係りなく、費用 や収益を認識することができるので、時価評価 は発生主義と整合的であるかのように思われ る。だがよく考えてみると、金融資産は本来の 性格が貨幣性のものであるから、その評価を経 済価値の増減だけに着目し、貨幣性資産の増減 から切離すことは不可能である。それは、経済 価値の増減それ自体が貨幣性資産と密接に結 びついているからである。このようにして金融

資産の時価評価にあたっては発生主義による 認識は不適切であるといえよう。

そこで浮上してきたのが実現可能性の概念 である。実現可能性とは、市場取引の完了を絶 対要件とし、取得原価評価と不可分の関係にあ る実現主義を修正もしくは拡張した概念であ る。たとえば金融派生商品の市場における価格 が上昇または下落して生じた増価または減価 が市場取引を通じて確実にキャッシュ・フロー に転換しうる客観的な状態が存在し、しかもそ のキャッシュ・フローの額が市場価格によって 合理的に測定可能である場合に、この基準は当 該金融商品の増価または減価を保有損益とし て認識するのに役立つ。このような状況下にあ る増価または減価は実現可能であると認識さ れるのである。収益または費用の認識基準とし ての実現可能性は、測定基準としての時価(市 場価格) 基準と整合的であり、取得原価基準と は非整合的である。

有価証券の損益認識について実現可能性の 原則を適用することは、企業の経営業績の評価、 この場合有価証券の保有活動にともなう保有 利得や保有損失を認識し、保有活動に係る経営 業績を情報化して観察する上できわめて有効 である。それと同時に当該資産の市場において 現在成立している時価を認識するので、評価時 点ではまだ売却しておらず、したがって実現基 準をまだクリアーしてはいないが、売ろうと思 えばいつでも問題なくキャッシュ・フローの流 入が可能である(換金性が著しく高い)ので、配 当財源などとしての処分可能性が大である。そ こで実現可能な利得や損失は処分可能利益の 算定に関与せしめられる。このような性格をも つ実現可能性の原則は、売買目的の有価証券、 持合株式、金融派生商品などの時価評価に際し て、認識基準としてきわめて重要な役割を演ず

る。外貨建取引に関し、取引日レートに対して 決算日レートを適用するのも、外貨取引市場の 存在を前提とした実現可能性の基準の適用に 他ならない。

以上に考察したように、当初、発生主義および実現主義をもって認識基準として事足りた時期も、金融自由化による金融商品の出現によって終わりを告げ、新たに実現可能基準を導入する必要に迫られることとなった。認識基準としての実現可能基準に支えられて、時価評価はその安定性を強化することができるのである。

キャッシュ・フロー計算におけるキャッシュ・フローの認識にさいしては、先に述べた資金の増加または減少が指標となる。キャッシュ・フローの入りは資金の増加をもって、また出は減少によって認識される。この認識法は当世風現金主義といってよいであろう。かつての時代における現金の概念は金融制度の発展している現在においては、資金すなわち現金および同等物として多様化し、拡大されているのである。

分類の範疇については、前述のように、資本 取引および損益取引の区別が会計主体観の企 業実体論から資本主理論に変更されたことに より変化したことが特徴的である。すなわち資 本主理論においては、資本の増減変動に係る株 主との間の取引だけが資本取引とみなされる ため、国庫補助金、保険差益などによって生ず るその他の資本剰余金は利益としてとり扱わ れることになっている。すなわち資本取引に属 するある部分が損益取引に分類されることに なったのである。これら二つの概念の区別の変 更は、資本と利益の概念の区別に対して大きな 変化をもたらしている。すなわちその他の資本 剰余金はかつて貸借対照表上資本の部に資本 に進ずる資本剰余金の項目として開示されて いたのが、上記の変更によって利益剰余金の項目として掲載されることになっているのである。

計算範疇については、国際的会計基準において包括利益の概念およびその計算方式が採用されており、わが国においてもそれが論議の対象になってはいるが、現在のところ利益計算は従来からの損益法によって実施されている。キャッシュ・フロー計算書の作成開示が行われているので、営業活動、投資活動および財務活動の区分に分けてキャッシュ・フローの増減計算が行われ、活動別の残高が表示される。発生主義会計に基づく伝統的な利益計算が行われながらも、その不備を補うためにキャッシュ・フロー計算が並行して実施されているのが現状である。

報告すなわち会計情報の開示の範疇につい ては、企業会計原則は個別財務諸表の作成開示 だけを要求していた。その後企業の集団的活動 が広く行われるようになり、企業集団に属する 個々の企業の財務諸表だけを開示するだけで は企業集団全体の経営成績、財政状態、キャッ シュ・フローの状況などを把握することが不可 能となり、連結財務諸表の作成開示が不可欠と なった。国際的会計基準においては、この制度 は早くから採入れられており、アメリカやヨー ロッパの株主は連結財務諸表なしでは、企業集 団の経営成績などを理解することができない。 そこで外国株主の要請を反映する形で、連結財 務諸表の制度が確立されたといってよい。連結 財務諸表の確立の後、この制度を補足するため に、事業の種類別、親会社および子会社の所在 地別ならびに海外売上高について、セグメント 情報の開示が行われている。

企業会計原則の設定された当時と今日とでは、財務諸表の体系も大きく相違している。当

初、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計 算書、貸借対照表および財務諸表付属明細表と いう体系であったものが、その後たびたび改正 された。今日では、連結および個別の貸借対照 表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャ ッシュ・フロー計算書および付属明細表となっ ている。これは財務諸表利用者の意思決定有用 性に対応したからにほかならない。

4 むすび

以上本稿では、戦後 60 余年にわたるわが国の企業会計制度の変遷を企業会計基準論的方法を用いて分析した。一つのシステムとしての企業会計を会計目的、会計公準、会計的判断基準、会計上の主要概念ならびに会計処理および報告を基礎づける基本原理という五つのサブシステムに分け、基本原理については、さらに認識、分類、測定、計算および財務諸表の開示の5つの範疇にわけてとらえ、その中身が時代とともに、また会計をめぐる環境の変化につれ

て、変わっていく姿を素描した。60 余年の間に 企業会計をめぐる環境は著しく変わり、これに 対応して企業会計の実態も大きく変化した。

一つのシステムとしての企業会計はこれを めぐる環境である経済社会の変化発展に適応 して、自らを変えていかなければならない。さ もなければその社会的存在意義は希薄化する からである。環境の変化に適応して変容する企 業会計は、その活動を通じて、逆に会計環境で ある経済社会に影響を及ぼし、その実態の変化 を促す。そしてそのような関係が循環的に繰り 返されて、経済社会の発展を見るのが世の常で ある。企業会計をたんなる記録、計算、開示の テクニックとしてのみとらえるならば、システ ムと環境との関係について本稿で取り扱った ような認識は不可能であろう。企業会計が経済 社会におけるインフラストラクチャーとして 持続的に機能し続けるためには、われわれがそ のような関係につき正しい認識をもつことが 必要である。

<注>

- (1) 拙著 「企業会計基準の構造」、実務会計 社 1966 年、第1章を参照のこと。
- (2) 拙稿 「企業会計制度の変遷—資産評価 基準をめぐって」LEC 会計大学院紀要 第一号 2006年6月。
- (3) システムの概念については、拙著「企業会計の基礎的考え方」、LEC会計大学院叢書 第3巻 2009年7月 第3章を参照のこと。
- (4) 黒澤 清著 「近代会計学」1951 年、 297ページ参照のこと。
- (5)情報特性に関する当時のアメリカにおけ

る研究の主なものをあげておこう。

J.W. Pattillo, *The Foundation of Financial Accounting*, 1965

R. J. Chambers, Accounting Evaluation and Economic Behavior, 1966

AAA, A Statement of Basic Accounting Theory, 1966.

H. J. Snavely, "Accounting Information Criteria", Accounting Review, Apr. 1967.

J.M. Fremgen, Utility and Accounting Principles", Accounting Review, Jul. 1967(6) William R. Scott, Financial Accounting

Theory, 1977 年 38 ページ参照。